

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第3回)開催結果の概要

1. 日時

平成16年1月28日(水)午後1時58分から午後4時10分まで

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員, 敬称略・五十音順)

飯田喜信, 井堀利宏(途中入室), 酒巻匡, 仙田満, 高橋宏志(座長)

中尾正信, 長戸雅子, 前田裕司, 山本信一, 綿引万里子

(事務総局)

小池裕審議官, 菅野雅之民事局第一課長, 今崎幸彦刑事局第一課長,

小林宏司行政局参事官, 岡健太郎家庭局第一課長

4. 進行

1. 日本弁護士連合会からの意見陳述

日本弁護士連合会・藤井克巳副会長から、「裁判の迅速化に係る検証に関する意見」(日本弁護士連合会配布資料2)に基づき, 次のとおり説明がされた(詳細は同資料参照)。

(日弁連・藤井副会長)

本検証の基本方針について

- 検証の目的は, 適正かつ公正, 充実した手続の下で裁判が迅速に行われることである。適正・公正・充実を抜きにした迅速化のみの手続や, そのための検証は厳に慎まなければならない。
- 検証は, 総合的, 客観的かつ多角的に行うべきである。この趣旨に沿うように, 法曹三者の協力を踏まえた検証を行うべきである。
- 裁判の独立, 関係者のプライバシーの保護を十分に行い, 検証の目的以外に流用されることのないよう, 適正な配慮を行うべきである。
- 検証項目・方法の策定あるいはモニタリング, 分析, 公表などの局面において, 国民に対して十分に開かれた透明性の高い検証を行うべきである。

検証項目について(基本的視点)

- 迅速だけではなく, 適正・公正・充実という価値概念が含まれた検証を行うためには, 定量的・統計的調査分析だけではなく, 一定の定性的・評価的調査分析も行う必要がある。
- 民事と刑事は分けて検討すべきである。また, 刑事事件については今後導入される裁判員制度を, 民事事件については, 和解等にも配慮すべきであり, 民事訴訟法の改正の効果も検討しなければならない。労働事件については, 今後導入される労働審判制度も対象として考えていかなければならない。

- 2年を超えた事件だけでなく、2年以内に終局した全事件も検証の対象とすべきである。2年以内に終局した事件であっても、充実さに欠ける、あるいは公正・適正性に問題があるという事件もあるし、公正・適正かつ充実した審理というのかなりある。そのプラスの面を検証の場で明らかにすべきである。また、現に進行している事件も対象にすべきである。
- 全国で全件を対象とする検討項目のほかに、一部のモニター庁の事件あるいは任意抽出によるモニター事件についての検討項目を設けるべきである。

モニター方式の例としての福岡方式の実験の紹介

- 平成5年に実施した福岡方式の特徴は、生きている民事事件を素材とし、裁判官と原告・被告双方の代理人弁護士が、統一された進行メモと総括表をそれぞれ作成し、裁判確定後、これらを、検証のための合同委員会へ提出して、検証を行うというものである。福岡方式は、証人調べの数が多少多いという充実が図られ、単独事件の審理期間は1年以内ということがほぼ達成された。
- 福岡方式の経験からも、検証の実施については、裁判の独立及び裁判官の独立、弁護活動及び当事者の独立性の確保が必要である。
また、裁判官・検察官・弁護士(代理人)の共同作業と相互理解が必要であるし、生きている事件を素材として、迅速な審理がどのように実現したかをプラス評価として見ていくことになるのではないかと。
全国各ブロック等で実施し、各地で総括の上、この検討会で検証すれば、より充実したものが出てくるのではないかと。

検証項目案について

- この検討会をより広く司法制度の充実並びに迅速化のために行っていくものと位置づけ、人的体制・物的状況についても検証してもらいたい。

検証の実施方法について

- 定量的・統計的調査分析については、全国的に全件を対象に行うべきである。
- 定性的・評価的調査分析については、法曹三者、さらには当事者の理解や協力が必要になるので、協力を確保するための方策を最高裁で検討すべきである。
- 現在、全国各地において開催されている第一審強化方策地方協議会あるいは司法協議会、法曹協議会、地域の実情に応じた民事訴訟の運用等に関する弁護士との研究会等との連携を図るべきである。

検証結果の評価・公表について

- 法曹三者、さらには学識経験者・市民の観点からの分析・評価の仕組みを取り入れるべきである。
-

弁護士会の協力について

- 最高裁から協力を依頼されれば、日弁連としても積極的に参加・協力し、各単位弁護士会と協議した上で協力体制を築いていきたい。また、独自に迅速化の検証作業を行うことを検討しており、別途、検討会に御報告したい。

本検討会に期待するもの

- 事前規制社会から事後規制社会への変革の中で、法化社会実現に向かうための実証的な作業として、検証は科学的なものでなければならない。そのためには、司法制度そのものから検討せざるを得ず、「人・物・金」についてもやはり重要な検証の対象である。国民のため充実した適正・公正な司法、その結果としての迅速な解決と国民・利用者の納得というものを検証しなければいけない。こういう視点に立って、10年間という検証期間の中で、司法制度が改善され、より高いレベルになっていくことを願っている。

(長戸委員)

福岡方式の実験の紹介にあった、裁判所と当事者とで争点に対する認識が微妙にずれていた具体例は、どのようなものか。

(藤井副会長)

例えば、原告側の弁護士が、消滅時効に気付かないまま訴えを提起し、被告側の弁護士も3、4回目の期日になって消滅時効の抗弁を主張するケースである。時効の援用は、当事者が主張すべきであり、裁判所から積極的に主張させることはできないため、弁護士が消滅時効にもっと早く気づき、裁判所と争点の認識を共通にしていれば、裁判所は、当事者にもっと早く和解勧誘できたのではないか。このようなことは、定量的な調査分析だけでは分からないので、当事者の主張・立証の思惑や評価が分かるような検証をすべきと考える。

(酒巻委員)

「充実」の具体的な中身としては、どのようなものを考えているのか。

(藤井副会長)

充実度を測る定量的な検証項目の一つとして、上訴率が考えられる。一審において当事者の意見をよく聞き、納得するような判決が出された場合には、そのまま確定する確率が高いと思う。逆に、納得していなければ、上訴審で判決が変わる可能性は低いと分かっているにもかかわらず、意地があるから控訴せざるを得ない。当事者の納得度が高ければ上訴率は低くなるはずであり、上訴率は定量的に測定可能である。また、充実は迅速と矛盾するものではなく、当事者が納得すれば充実と言える。ただ、刑事事件の場合は、被告人は刑務所に行きたくないというだけの理由で上訴することもあり得るのであり、刑罰権の行使について十分な検討がなされていたかどうかという検察側からの定性的評価や裁判官として審理を十分に尽くした上での判決であったかといった点を総合的に評価する必要があると思う。

(酒巻委員)

人的・物的体制については、裁判所だけでなく、当然、弁護士の体制も重要になるのではないか。

(藤井副会長)

検察官と弁護士の数も重要であろう。弁護士数と面積や人口との対比は重要であるので、弁護士会としても積極的に対応したい。ただ、中心は裁判官の配置である。支部の事件が少ないということで裁判官を常駐から非常駐にすると、開廷数が減ったり、裁判官が常駐庁で弁護士と打合せをするので、非常駐支部としての機能が徐々に低下することは否めず、事件数が減ってしまうと言われている。事件が少ないから非常駐になるのか、非常駐だから事件が少なくなるのか、どちらかは微妙だが、裁判官の配置について検討してもらいたい。もちろん、当事者側である弁護士にも問題があることは認識しているので、対象にしてもらってよい。

(綿引委員)

最高裁においてモニター方式の調査を行うことは、審理の中身に立ち入ることになるので、裁判の独立との関係で問題になるのではないか。

(藤井副会長)

福岡方式は、統一的なメモを裁判所、双方代理人がそれぞれ作り、第三者機関に提出するだけであり、双方の代理人はもちろん、担当裁判官ともお互いに検討し合うものではないので、裁判の独立を侵すとは考えていない。しかも、第三者機関に出す際には、プライバシーにわたる部分は黒で消しており、プライバシーは侵さない仕組みになっている。

(綿引委員)

プライバシーの問題は別にして、福岡方式は、自主的に手を挙げた弁護士、裁判官がやっていることだから問題ないのかもしれないが、最高裁が報告を求め、チェックするということになると、裁判の独立との関係で問題になるのではないか。

(藤井副会長)

最高裁にそのような指示を出してもらいたいと言っているわけではない。日弁連や最高検に対して、裁判の迅速化に関する規則に基づいて、合意が得られるところで実践してもらえないかと、協力依頼してもらえばよい。日弁連としては、各地の弁護士会を通じて、応じることが可能な各地の裁判所と協力したいと考えている。そういう意味で、最高裁に口火を切ってもらいたいというだけである。

(仙田委員)

福岡方式は、大変興味深い試みだと思うが、10年以上前に行われた後、実際の審理にどのような影響を与えたのか、また、全国的に展開できなかったのはなぜか。

(藤井副会長)

現場の弁護士としては、福岡方式以降、裁判の充実度が高まっていたように思う。10年間続かなかったのは、むしろ、福岡方式が民訴法改正を先取りした運用という意味を持っており、民訴法が改正された後、再度、実施するだけの機運がなかったためである。全国的に広がらなかったのは、裁判官の負担が増えるなど、各地で合意を取るのが大変だからではないか。全国に気持ちを伝えられなかったということについては、それだけのパッションがあったのかどうかも含め、反省している。迅速化法に基づく検証については弁護士会も協力したいので、福岡方式をモデルとして検討してもらいたい。

2. 意見交換

小池審議官、今崎刑事局第一課長、菅野民事局第一課長から資料1から6に基づき、最高裁による統計調査の現状等について説明がされた。

(前田委員)

民事の事件票に控訴の有無は入れられないのか。また、期日の類型として和解期日の回数は入れられないのか。

(小池審議官)

事件票は事件が終局した段階で担当書記官が記入するが、控訴は訟廷などで受け付けているため、控訴の有無を把握するには、担当書記官が判決正本の送達後に訟廷に確認して報告するか、訟廷で事件番号で照合し、まとめて報告するかどちらかしかない。事件票への反映となると、このような現場の事務処理方法や技術的な問題があるが、我々も関心のあるところなので、引き続き検討したい。

(民事局菅野第一課長)

和解期日の回数については、和解という概念にどこまで入るのかという点を明確に判断することが難しく、現場に報告を求めるのは相当難しいし、どのように工夫できるのか悩ましい面もあるが、引き続き検討したい。

(小池審議官)

弁論準備手続の中にも和解的なものがあるなど、和解期日の回数を数えても実態と合わない部分があり、それをどう捕捉するかという面もある。

(前田委員)

B1表(資料1)による調査は、未済事件では年1回行うのか。また、誰が作成するのか。

(今崎刑事局第一課長)

年1回調査している。また、作成者は、通達上、長官、所長に報告を求める形になっているが、現場では、裁判官に聞いて書記官が作成している例が多いのではないかとと思われる。

(前田委員)

B1表(資料1)の10項(訴訟進行に関する紛議等)や13項(審理長期化の事由)は評価的なものを含んでおり、直接審理を担当した裁判官にしか作成できないのではないかと。

(今崎刑事局第一課長)

そのとおりであり、必ず裁判官に確認しているはずである。

(前田委員)

民事にも、事件票かどうかは別として、裁判官の交代を入れてもらいたい。

(菅野民事局第一課長)

全件を対象とするかどうかを含めて、引き続き検討したい。

(小池審議官)

裁判官の交代は、弁論更新の回数をどう数えるかという問題であり、技術的には可能である。

(仙田委員)

建築関係の事件の種類は「建築請負代金等」と「建築瑕疵による損害賠償」だけでカバーできるのか。

(菅野民事局第一課長)

事件票は全件調査であり、類型の捉えやすさの観点から、典型的なものということで、この案を検討している。この類型で捉えきれないものは、建築関係事件報告票(資料6)やサンプル的な調査で捕捉するという手法も考えられる。

(仙田委員)

「建築瑕疵『等』による損害賠償」とすることはできないか。

(菅野民事局第一課長)

どういう事件が対象となるかについては、別途、説明書きが必要となるので、その記載内容を検討したい。

(前田委員)

期日変更の回数をどこかで取れないか。

(中村総務局第一課長)

期日変更されたという事実は分かると思うが、その理由まで調べるとなると大変である。

(綿引委員)

手間のかかる割には意味がないように思う。

(小池審議官)

当面のボーリング的な調査の結果、期日変更が問題になれば、その時点で検討することになる。

(高橋座長)

民事第一審訴訟事件票(地裁 平成16年4月改定版)(資料4)の案は確定しているということか。

(小池審議官)

事件の分類など、事件票の改定には、システムのプログラム変更が必要となるため、前回までのご議論を踏まえて、この案を出発点とさせてもらった。

(高橋座長)

こういうシステムはなかなか変更できないことが多いが、よくここまで踏み切ったものだと思う。事件票自体をこれ以上に変えることは難しいとなると、特別調査でやるということになるのか。

(小池審議官)

いただいたご意見は、特別調査の項目や事件票の次の改定の際の参考としたい。

小池審議官から、当面の調査の方法について説明がされた。

(中尾委員)

定点観測の調査というのは、定量的・統計的なものという意味か。

(小池審議官)

定点観測というのは、定まった視点という意味であり、事件票ベースの分析という趣旨である。事件票をベースとしたデータは昭和二十年代からあり、法曹人口等の外的なデータとクロスさせることも可能である。

(前田委員)

第2回の資料1(検証の在り方について)の4の2つ目の(調査項目の設定の在り方)の(1)(過去のデータとの連続性を確保した事件票中心の調査)が定点観測に当たるのか。

(小池審議官)

そうである。(2)(特定の条件ないしテーマを設定した事件調査の組合せ)は、建築や医事のようにもう少し踏み込んだものという趣旨である。

(綿引委員)

(2)で考えているのは、医事や建築をやってみようという程度のことか。

(小池審議官)

そこを議論してもらいたい。他の類型も同様の調査を行う必要があるか、あるいは2年超の事件を念頭に同様の分析を行うか、大きな視点からご意見をいただきたい。

(高橋座長)

実現可能性は別に検討するとして、特別調査をするものがあるか。

(綿引委員)

民事で2年超の事件は全国で何件くらいあるのか。

(菅野民事局第一課長)

全体の6～7%程度である。件数にすれば、母数が大きいので、1万件以上になる。

(高橋座長)

刑事はどれくらいか。

(今崎刑事局第一課長)

二百数十件くらいである。

(小池審議官)

民事の平均審理期間約9か月、刑事の平均審理期間約3か月と「2年」との関係からすると、2年超事件の持つ意味合いは異なる。

(綿引委員)

B1表(資料1)と同じように民事の2年超事件の調査を行うとすれば、現場は大変であり、現実的ではないのではないかと。2年という数字が独り歩きするという危険もある。

(高橋座長)

全件というのは確かに難しいだろう。

(仙田委員)

建築紛争の場合は、長期化する事件が多く、原告や被告になり得る人への教育という観点から、関係者にフィードバックしていきたいと考えている。報告票の項目を詳しくした方が、紛争発生メカニズムの学術的な検討に資するのではないかと。

(菅野民事局第一課長)

医事関係訴訟事件報告票(資料5)では診療科目を調査しており、これは裁判所で調査する際も比較的分かりやすいものであるが、建築関係事件の場合は、どの項目の紛争か特定することが難しい面がある。今後、ニーズに合った調査の在り方を検討していきたい。

(藤井副会長)

建築紛争の相談を弁護士が受けた際には、施工業者によって権利登記がされているか、融資が実行されているかということが関心事である。これらは、物件目録を見れば分かるはずである。

(小池審議官)

裁判の迅速化は、第一審の訴訟以外の手続をも対象としており(裁判の迅速化に関する法律2条)、これらの手続の長期化の原因等の調査・分析が求められている(同法8条)。この調査・分析に当たり、建築、医事、行政、労働等の事件は長期化するだろうという裁判所の仮説から行うのか、第一審についてトータルな分析を行うのか、2年超事件の特別調査を行うことが求められているのかについて、議論していただきたい。また、2年という数字は、

現場の裁判官に対するインパクトが強く、あまり強調し過ぎるのも問題がある。

(前田委員)

1回目の検証ということで、全体状況の把握と問題点の洗い出しが中心となる。全体状況の把握のためには、2年で区切る必要はない。人証調べや争点整理の期間等、審理の各段階に要した期間についてもデータが必要であり、事件票だけで問題点を浮かび上がらせることができるか疑問である。一般事件についても医事・建築のような詳しい報告が必要ではないか。

(前田委員)

2年というのが独り歩きしないようにすべきである。1回目は全体的な問題点の洗い出しを行うことになるので、2年超に限定した調査は不要ではないか。事件の性質から長期化しているものもあり、医事や建築だけに限らず、報告を出させればよい。経験的には労働事件も長期化する傾向にあると思われる。

(高橋座長)

2年にはこだわらないという意見が多いようである。そうすると、医事や建築、労働といった類型で調査するのか、無作為抽出によるのか、どういうやり方があるのか検討していくことになるが、民事事件票と個別報告票との項目対比表(資料7)の右側(報告票)にあるような事項でやってみるということは考えられる。

(前田委員)

1回目の検証は、可能ならば従前の調査を詳しくめにするとして、2回目以降はモニタリングの是非を含めて検討してもらいたい。もちろん、定量的な調査は今後10年間はずっとやっていくものであると思うが、少なくとも1回目は民事事件票と個別報告票との項目対比表(資料7)の右側(報告票)の項目に基づくサンプル調査をなるべく広く全体的にやってみるということも考えられる。

(綿引委員)

全件について、民事事件票と個別報告票との項目対比表(資料7)の右側(報告票)の項目を調査することは不可能である。例えば、労働といった類型について報告させるかとか、事件番号の下2けたが10の事件についてのみ報告させるなど、一定の絞りをかけないと難しい。

(小池審議官)

国会や顧問会議でも「2年」が議論されている以上、平成17年に検証結果を公表する際に、2年超事件についてどのような分析を行ったのかを公表しなければならない。仮説としてこういう類型は長期化するということは経験的に言えるが、実証的・科学的に考えるときにどういう手法を採ったらよいのかということである。

(井堀委員)

統計の専門家ではないが、2年超事件がどういう特性を持っているかを調べるためには、2年超事件に限定したのでは情報が偏るので、2年以内の事件を含めた全体のサンプルを調査する中で2年超事件がどういうものか調べないといけないのではないか。例えば、消費の家計調査でも、全部について調査を行うことはなく、サンプルの条件を設定している。全体の母数によるが、ある程度のサイズがあればよい。

(小池審議官)

長期化要因を探るためには、(1)事件票に項目を追加して全件のデータをサンプル的に調査する方法、(2)2年超事件についてより詳細なデータを調査する方法、又は、医事などの長期化が予想される種類の事件を調査する方法のいずれを採ることになるのか。

(井堀委員)

両方のアプローチがあり得る。2年に注目するとしても、そこだけ調査するのではなく、全体と比較しないと意味がない。初めから期間を2年超で限定すると、2年超事件の特性が分かるとしても、個々の項目が期間を短縮することにどれだけの効果を及ぼしているかという分析には使えない。

(前田委員)

医事事件については、東京地裁の集中部では鑑定の方法等についてかなり工夫されて、審理期間が短くなったと聞いているが、地方での処理の仕方は東京のやり方とは違うので、同じ医事事件といっても有意なデータが出てくるのではないか。事件の性質上、ある程度、長期化が予想できる医事、建築などの事件から調査を行うのはどうか。

(前田委員)

2年超事件の固有の特性は、他の全件の事件と比較して初めて分かる。仮説を立てるのも一つのやり方であるが、どれだけ細かく立てるかが問題である。あまりに細かく立てると、内容にまで入ってしまうことになる。1回目の検証でどの程度の項目の仮説を立てるのが重要である。

(高橋座長)

事件票での調査はできるし、それと併行して医事や建築の調査も行うが、それ以外に、特別調査をサンプル的に行ってみるのかどうか。例えば、労働事件の調査もやるのか問題である。初めから類型を決めて調査するのは説得力があるのか。とりあえず全部調査してみて、やってみたがやはりこうだったという方がよいのだろうか。

(仙田委員)

建築関係事件は東京地裁で年間500件程度、全国的には4000件ぐらいだと思うが、統計的に見るときには、500～1000件程度の母数があれば

十分だろう。サンプルでそれだけ集めるだけでも、どういう種類の事件が長期化しているか分かるだろう。

(高橋座長)

建築関係事件の調査は全件行うのか。

(菅野民事局第一課長)

資料7のレベルでは全件行うことを考えている。

(高橋座長)

福岡方式のようなモニタリングは第1回の検証では無理だろう。

刑事について、B1表(資料1)はかなり詳しい。審理時間や前科について調査してはどうかという意見が前回出されたが、技術的には可能なのか。

(今崎刑事局第一課長)

前科については可能である。

(飯田委員)

B1表(資料1)があれば2年超事件については、どういう理由から長期化しているか分かる。ただ、2年未満の事件との関係で、どこが特徴的か分かるようにしないといけないということだろうか。

(小池審議官)

2年超事件のみ調査するというのは、病人を診て、どこが悪いか調べるという発想だろう。民事では平均審理期間との関係からすると病気なのかどうか分からないが、刑事では平均審理期間が3か月程度であり、ある程度病理性が明白といえる。

(前田委員)

将来的には刑事事件もモニタリングすべきである。ただ、第1回の検証については、B1表(資料1)を基本にしていかざるを得ないだろう。B1表の13項の長期化の理由について、検察官や弁護士から見た視点は裁判官のものとは違うだろうし、検察官や弁護士から総合的に出されて検証されていけばよい。ただ、弁護士会が統計的にデータを出すのはなかなか難しい。

(山本委員)

検察庁は昨年6月に2年超事件の調査を行った。250件に満たない程度だったと思うが、それぞれの事案ごとに、開廷回数、長期化の原因、対応策について、担当の検察官から報告させた。そうすると、証人尋問に要する時間、鑑定に要する期間、審理の空転が生じたなどの共通項が出てくる。B1表(資料1)の中に時間を入れるのは難しいと思うが、どうにか工夫できないか。

(高橋座長)

B1表(資料1)と事件票をクロスさせると有益なものが出てくるのではないか。

(今崎刑事局第一課長)

事件票とB1表(資料1)とは事件番号でリンクさせることが可能である。ただ、事件票は被告人単位なのに対し、B1表は事件単位なので、その間の調整がうまくできるか問題がある。

(前田委員)

無罪になった事件は相当期間を要していると思うが、審理期間は取れるのか。

(今崎刑事局第一課長)

取れる。

(酒巻委員)

民事に比べて、刑事の事件票は調査項目が詳しい。この集積により、いろいろなクロス分析が可能である。また、B1表(資料1)の調査項目も相当詳しい。刑事事件の類型は民事事件ほどの多様性がないので、1回目はこれらを基本に考えていくことになる。

(飯田委員)

税法事件では、通常事件と異なり、証拠開示に時間がかかるなど、第1回公判がなかなか入らなかったり、期日間隔が空いてしまうことがある。これは事件の特質から来る違いだろう。

(前田委員)

そういう事件では書証も膨大である。

(酒巻委員)

財政経済事件は審理が長いだろうと思う。仮説はいろいろ立てられるし、裏付けも可能と思う。

(飯田委員)

2年超事件は病気に罹っているようなものであり、長期化にはそれなりの体質的理由があるはずである。

(今崎刑事局第一課長)

事件類型をどう定義して統計を取ればよいか。例えば、業務上横領と言っても、パチンコ屋の従業員が売上金を持ち逃げしたというものから、大企業の役員の横領のようなものまで様々である。長期化するのは後者であるが、財政経済事件と言ってもその範囲をどう決めるのか、アバウトでもよいという前提なら罪名で区切ることも十分考えられるので、必要なら検討したい。

(仙田委員)

日弁連の配布資料2の別紙に、「人的体制・物的状況等」があり、興味を持った。事件票は、事件類型と長期化との関係を示すものであるが、地裁の体制やファシリティが貧しいため、長期化しているというものについても考えるという趣旨と、この案は理解してよいか。

(藤井副会長)

公害事件のように関係者が多数の事件や社会の耳目を集める事件では、大きな法廷が必要になるが、支部にはそのような法廷がなく、本庁の法廷も限られており、早い順になる。物的設備の充足についても、国民の理解が得られるところはどこなのか、検討してもらいたい。

(仙田委員)

開廷頻度と設備の関係についてのデータは取っているのか。

(小池審議官)

庁舎計画を立てる際には、事件数等を考慮している。例えば、調停室の数が調停期日の間隔を規定しているところもあり、どう増やすか問題となることがある。ただ、法廷が詰まっていたり期日が入らないのか、代理人が多いために日程調整ができずに期日が入らないのかは分からないので、今後調査することになる。人的・物的体制については、次のステップでは検討が必要と考えている。ただ、そうすると、弁護士の数や手持ち件数にまで踏み込んでいく必要があるだろう。

(前田委員)

裁判所ごと、大規模庁・中規模庁・小規模庁ごとのデータを、事件数や裁判官の数を含めて、組み合わせてできるか検討してもらいたい。また、各裁判所の開廷頻度についても、北海道のある支部では月1回だけというところもあるようであり、全体の問題を考える上で、データとして1回目から取った方がよい。次回の検討会で議論してもらいたい。

(小池審議官)

今回は、本日までに出示された意見を踏まえて、第1回公表に向けた検証の調査方法の骨格案を示し、さらに意見をいただくこととしたい。

5. 今後の予定等について

今後の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第4回 平成16年2月18日(水)午前10時から正午まで

(以上)